



校長	教頭	事務長	担当者	1	06
				2	69
				個	030
開示・部分・非公開()				保	11・10
文書システム・Eメール・郵便・他				回	5・3・1
					1024

教財第349-1号
令和3年6月17日

関係各県立高等学校長 様

教 育 長

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金の年度途中での申請について（依頼）

本県高等学校等奨学金の令和3年度当初の募集は終了したところですが、家計の急変により経済的な理由で修学が困難になった方については、令和4年2月28日（月）まで随時申請を受付けます。

つきましては、該当する生徒がいる場合は、下記担当まで直接相談するようお伝えください。

なお、申請者が多数の場合は、基準を満たしていても貸与資格認定が受けられない場合があります。

記

1 家計急変の例

- (1) 保護者の死亡、離別等により収入が減少した者
- (2) 保護者の失職、退職、転職等により収入が減少した者

2 その他

問い合わせをいただいた結果、該当すると判断される生徒が在籍する学校には申請に係る資料等をお送りしますので、当該生徒にお渡しください。

今年度すでに本奨学金制度の貸与資格を認定されている方は、年度途中の申請はできません。

問い合わせ先
教育局教育総務部財務課
授業料・奨学金担当 当房
電話：048(830)6652